特定非営利活動法人Neoあゆみ定款

第１章　総則

（名称）
第１条　この法人は、特定非営利活動法人Neoあゆみという。

（事務所）
第２条　この法人は、主たる事務所を福岡市に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）
第３条　この法人は、身体障害児者をはじめ、心身の発達や特性により支援を必要とする子ども・成人およびその家族、疾患や高齢者などで心身の不調がある方に対して、心理リハビリテイション動作法普及に関する事業を行い、心身の健康増進、生活の質の向上、ならびに地域における支援体制の充実に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）
第４条　この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
(2) 社会教育の推進を図る活動
(3) 子どもの健全育成を図る活動

（事業）
第５条　この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。
(1)特定非営利活動に係る事業
①身体・知的・発達・精神等の障害児者を持つ親の会の活動支援事業
②多様な特性を持つ人々への動作法訓練の提供事業
③心理リハビリテイション動作法を知らない方への体験・広報事業
④心理リハビリテイション動作法に関する調査研究・情報提供事業
⑤動作法トレーナーの育成および研修プログラム実施事業
⑥心理リハビリテイション動作法や障害児者等の支援に関する講演会や書籍・資料などの販売を通じた広報事業

第３章　会員

（種別）
第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。
(1)　正会員　　この法人の目的に賛同して積極的に運営に参画する個人
(2)　賛助会員　この法人の目的に賛同して援助を行う個人及び団体

（入会）
第７条　会員の入会については、特に条件を定めない。
２　会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込

むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
3　代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）
第８条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）
第９条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
(1)　退会届の提出をしたとき。
(2)　本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
(3)　継続して２年以上会費を滞納し、催告を受けてもなお納入しないとき。
(4)　除名されたとき。

（退会）
第 10 条　会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

（除名）
第 11 条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
(1)　この定款等に違反したとき。
(2)　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第４章　役員及び職員

（種別及び定数）
第 12 条　この法人に次の役員を置く。
(1)　理事　３人以上 10 人以内
(2)　監事　１人
2　理事のうち、１人を代表理事とし、必要に応じ２人以内の副代表理事を置くことができる。

（選任等）
第 13 条　理事及び監事は、総会において選任する。
2　代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
3　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
4　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）
第 14 条　代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。
2　代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
3　副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
4　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
5　監事は、次に掲げる職務を行う。
(1)　理事の業務執行の状況を監査すること。
(2)　この法人の財産の状況を監査すること。

(3)　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
(4)　前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
(5)　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）
第15条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
２　前項の規定にかかわらず、任期満了前に就任後２事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
３　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
４　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）
第16条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）
第17条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
(1)　職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
(2)　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）
第18条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。
２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（職員）
第19条　この法人に、事務局長その他の職員を置く。
２　職員は、代表理事が任免する。

第５章　総会

（種別）
第20条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）
第21条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）
第22条　総会は、以下の事項について議決する。
(1)　定款の変更
(2)　解散

(3)　合併
(4)　事業計画及び活動予算並びにその変更
(5)　事業報告及び活動決算
(6)　役員の選任又は解任、職務及び報酬
(7)　入会金及び会費の額
(8)　借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(9)　事務局の組織及び運営
(10) その他運営に関する重要事項

（開催）
第23条　通常総会は、毎事業年度１回開催する。
２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1)　理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2)　正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3)　第14条第5項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）
第24条　総会は、第23条第２項第３号の場合を除き、代表理事が招集する。
２　代表理事は、第23条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の５日前までに通知しなければならない。

（議長）
第25条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）
第26条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）
第27条　総会における議決事項は、第24条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要する場合は、出席者総数の２分の１以上の議決により議題とすることができる
２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
３　理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）
第28条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。
２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
３　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に参加し、表決することができる。
４　前２項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第２項、第29条第１項第２号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
５　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）
第29条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　日時及び場所
(2)　正会員総数及び出席者数（書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
(3)　審議事項
(4)　議事の経過の概要及び議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名又は記名、押印しなければならない。
3　前２項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　総会の決議があったものとみなされた事項の内容
(2)　前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
(3)　総会の決議があったものとみなされた日
(4)　議事録を作成した者の氏名

第６章　理事会

（構成）
第30条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）
第31条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
(1)　総会に付議すべき事項
(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項
(3)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）
第32条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1)　代表理事が必要と認めたとき。
(2)　理事総数の２分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3)　第14条第５項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）
第33条　理事会は、代表理事が招集する。
2　代表理事は、第32条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の５日前までに通知しなければならない。

（議長）
第34条　理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

（議決）
第35条　理事会における議決事項は、第33条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）
第36条　各理事の表決権は、平等なるものとする。
2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
3　前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）
第37条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　日時及び場所
(2)　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）
(3)　審議事項
(4)　議事の経過の概要及び議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

第7章　資産及び会計

（資産の構成）
第38条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1)　設立の時の財産目録に記載された資産
(2)　入会金及び会費
(3)　寄附金品
(4)　財産から生じる収益
(5)　事業に伴う収益
(6)　その他の収益

（資産の区分）
第39条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（資産の管理）
第40条　この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（会計の原則）
第41条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）
第42条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

（事業計画及び予算）
第43条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第44条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）

第45条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第46条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第47条　この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（臨機の措置）

第48条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第49条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1)　目的
(2)　名称
(3)　その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
(4)　主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
(5)　社員の資格の得喪に関する事項
(6)　役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
(7)　会議に関する事項
(8)　その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
(9)　解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
(10)　定款の変更に関する事項

（解散）

第50条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)　総会の決議
(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3)　正会員の欠亡
(4)　合併
(5)　破産手続開始の決定
(6)　所轄庁による設立の認証の取消し

2　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。
3　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）
第 51 条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第３項に掲げる者のうち、総会の議決による者に譲渡するものとする。

（合併）
第 52 条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告の方法

（公告の方法）
第 53 条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第 28 条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにに掲載して行う。

第 10 章　雑則

（細則）
第 54 条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附　則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	龍　正子
理事	古賀　聡
同	丸山　明子
監事	原田　宏子

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第１項の規定にかかわらず、成立の日から令和 10 年５月 31 日までとする。
4　この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5　この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から令和９年３月 31 日までとする。
6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員（個人）	5,000 円	賛助会員（個人）　2,000 円
			賛助会員（団体・１口）10,000 円（1 口以上）
(2) 年会費	正会員（個人）	20,000 円	賛助会員（個人）　3,000 円
			賛助会員（団体・１口）50,000 円（1 口以上）

7　この法人の設立当初の主たる事務所の所在地は、福岡市東区千早４丁目 14 番 1-1205 号に置く。

役 員 名 簿

（特定非営利活動法人 Neo あゆみ）

役職名	（フリガナ） 氏名	住所又は居所	報酬の有無
代表理事	リュウ　マサコ 龍　正子	[redacted]	無
理事	コガ　サトシ 古賀　聡		無
理事	マルヤマ　アキコ 丸山　明子		無
監事	ハラダ　ヒロコ 原田　宏子		無

設　立　趣　旨　書

1　趣　旨

■ 社会的背景や現状

心理リハビリテイション動作法は、身体の動きと心の働きを統合的に捉え、個々の特性に応じた支援を行う方法として、長年にわたり福岡を始め全国で実践されてきた。

しかし、支援を必要とする子ども・成人・高齢者が動作法を知る機会が増えておらず、認知度が広がっていない。継続的に活動してきた任意団体の親の会では個別活動の組織となっており、心理リハビリテイション動作法全体に関する活動が出来ていない状況であり、またその親の会も親の高齢化で成り立たなくなってきている。

■ その背景や現状のどこに問題があるのか

支援を必要とする人々が潜在的に増えているにもかかわらず、情報が届いておらず、支援を受けられる場が限られていること、また総合的に調整する体制が確立していないことが大きな課題である。

■ 法人設立により、どのような社会の実現を目指すのか

親の会を支えることで持続可能なものとする。

心理リハビリテイション動作法の専門性を活かし、子どもから成人期・高齢期まで継続的な支援を提供することで、誰もが安心して相談でき、必要な支援につながる地域社会の実現を目指す。

また、研修や普及啓発を通じて地域の理解を深め、支援の質向上と支援者の育成を図る。

■ 任意団体や他法人ではなく、NPO 法人格が必要となった理由

継続的な支援体制を構築し、地域と連携しながら事業を安定的に運営するためには、社会的信用と透明性を備えた法人格が必要である。

特定非営利活動法人格を取得することで、支援活動の継続性を確保し、研修・普及活動を広く展開し、地域の支援拠点としての役割を果たすことが可能となる。

2　申請に至るまでの経過

平成 16 年 5 月　心理リハビリテイション動作法の親の会（福岡あゆみの会）に所属し活動を開始
令和 7 年 12 月　法人化の必要性を感じ、特定非営利活動法人設立の検討を始める
令和 8 年 7 月　素案を作成し親の会での説明、理事候補の方への説明を開始
令和 8 年 10 月　設立総会を開催

2026 年 10 月 20 日

特定非営利活動法人 Neo あゆみ
設立代表者　住所又は居所
[redacted]
氏名　　龍　　正子

令和8年度 事業計画書

設立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人Neoあゆみ

1 事業の成果

心理リハビリテイション動作法の親の会が行っている月例会の継続支援を中心とし、親の会以外へ活動の周知を行い主催訓練会の実施に向けて動き出す。心理リハビリテイション関係者以外への動作法を知ってもらうための広報活動を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額(千円)
身体・知的・発達・精神等の障害児者を持つ親の会の活動支援事業	月例会の支援	月1回	九州大学臨床心理センター	4人	様々な障害児者の親や親の会 40人/回	35
多様な特性を持つ人々への動作法訓練の提供事業	実施予定なし。					0
心理リハビリテイション動作法を知らない方への体験・広報事業	心理リハビリテイション動作法の周知	通年	各地	4人	心理リハビリテイション動作法を知らない方 10人	20
心理リハビリテイション動作法に関する調査研究・情報提供事業	パンフレット作成・WEBサイト作成	通年	事務所	1人	一般市民多数	100
動作法トレーナーの育成および研修プログラム実施事業	実施予定なし。					0
心理リハビリテイション動作法や障害児者等の支援に関する講演会や書籍・資料などの販売を通じた広報事業	実施予定なし。					0

令和9年度 事業計画書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人Neoあゆみ

1 事業の成果

心理リハビリテイション動作法の親の会が行っている月例会の継続支援は引き続き行う。当法人主催訓練会を実施し、トレーナー育成も兼ねた活動を行う。心理リハビリテイション関係者以外への動作法を知ってもらうための広報活動を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額(千円)
身体・知的・発達・精神等の障害児者を持つ親の会の活動支援事業	月例会の支援	月1回	九州大学臨床心理センター	4人	様々な障害児者の親や親の会 40人/回	100
多様な特性を持つ人々への動作法訓練の提供事業	主催訓練会の企画・実施	年1回	九州大学臨床心理センター	4人	動作法訓練が必要な方々 14人/回	100
心理リハビリテイション動作法を知らない方への体験・広報事業	心理リハビリテイション動作法の周知	通年	各地	4人	心理リハビリテイション動作法を知らない方 20人	100
心理リハビリテイション動作法に関する調査研究・情報提供事業	パンフレット作成・WEBサイト作成	通年	事務所	1人	一般市民多数	250
動作法トレーナーの育成および研修プログラム実施事業	主催訓練会の実施	年1回	九州大学臨床心理センター	4人	動作法トレーナーを学びたい方等 30人/回	80
心理リハビリテイション動作法や障害児者等の支援に関する講演会や書籍・資料などの販売を通じた広報事業	実施予定なし。					0

令和8年度 活動予算書

設立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人Neoあゆみ

（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	110,000		
賛助会員受取会費	60,000	170,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	0	0	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
受取補助金	0	0	
4 事業収益			
	0		
	0	0	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			**170,000**
Ⅱ 経常費用			
1 事業費			
（1） 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
（2） その他経費			
業務委託費	90,000		
諸謝金	0		
印刷製本費	15,000		
会議費	10,000		
旅費交通費	15,000		
通信運搬費	5,000		
消耗品費	20,000		
その他経費計	155,000		
事業費計		155,000	
2 管理費			
（1） 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
	0		
人件費計	0		
（2） その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
印刷製本費	0		
消耗品費	0		
雑費	0		
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			**155,000**
当期経常増減額			
Ⅲ 経常外収益			
	0		
経常外収益計		0	
Ⅳ 経常外費用			
	0		
経常外費用計		0	
税引前当期正味財産増減額			**15,000**
法人税、住民税及び事業税			0
当期正味財産増減額			**15,000**
前期繰越正味財産額（設立時正味財産額）			0
次期繰越正味財産額			**15,000**

令和9年度 活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人Neoあゆみ

（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	325,000		
賛助会員受取会費	110,000	435,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	100,000	100,000	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	100,000		
受取補助金	0	100,000	
4 事業収益			
	0		
	0	0	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			**635,000**
Ⅱ 経常費用			
1 事業費			
（1） 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
（2） その他経費			
業務委託費	230,000		
諸謝金	100,000		
印刷製本費	20,000		
会議費	40,000		
旅費交通費	90,000		
通信運搬費	50,000		
消耗品費	100,000		
その他経費計	630,000		
事業費計		630,000	
2 管理費			
（1） 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
	0		
人件費計	0		
（2） その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
印刷製本費	0		
消耗品費	0		
雑費	0		
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			**630,000**
当期経常増減額			
Ⅲ 経常外収益			
	0		
経常外収益計		0	
Ⅳ 経常外費用			
	0		
経常外費用計		0	
税引前当期正味財産増減額			**5,000**
法人税、住民税及び事業税			0
当期正味財産増減額			**5,000**
前期繰越正味財産額（設立時正味財産額）			15,000
次期繰越正味財産額			**20,000**